

監 査 規 則

平 4 . 7 . 20 制 定

〔 平 17. 6. 27 一部改正
平 19. 8. 28 一部改正
平 24. 11. 22 一部改正 〕

(目 的)

第1条 この規則は、定款第5条の規定に基づき、定款第14条の2に規定する本協会の監査について必要な事項を定める。

(監 査 員)

第2条 監査は、本協会の職員のうちから会長が任命した者（以下「監査員」という。）がこれにあたる。

(監査の範囲)

第3条 監査の範囲は、会員の金融先物取引業（定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。）の業務若しくは財産の状況又はその帳簿書類その他の物件とする。

(監査の種類)

第4条 監査は、会員から本協会に提出する書類につき行う書類監査及び会員の営業所又は事務所において行う実地監査とする。

(合同監査)

第4条の2 本協会は、金融商品取引所と共同して監査を行うことができる。

(予 告)

第5条 実地監査を行う場合は、あらかじめ会員に対し、監査の日時、方法及び監査員の氏名を通知するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(監査員の権限)

第6条 監査員は、会員に対し、監査事項に関係のある帳簿書類その他の物件の提示、閲覧、資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(監査員の守秘義務)

第7条 監査員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(監査員証明書の提示)

第8条 監査員は、実地監査の開始にあたり、会員に監査員証明書を提示するものとする。

(監査結果の通知)

第9条 本協会は、監査が終了したときは、会員に対し、その結果を書面により通知するものとする。

(処理報告)

第10条 本協会は、監査の結果に基づき、会員に対し、事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。

(会員の義務)

第11条 会員は、本協会がこの規則により監査を行う場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な細目については、会長が定める。

附 則

この規則は、平成4年7月20日から施行する。

附 則 (平17. 6. 27一部改正)

この改正は、平成17年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、第4条の2を新設。

附 則 (平 19. 8. 28 一部改正)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、第1条、第3条、第4条の2及び第10条。

附 則 (平 24. 11. 22 一部改正)

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、第3条。